

# くらしの法律救急箱



## 最終回 高齢者をめぐる法律问题

介護施設に入所している高齢の親が、施設内で転倒し、骨折しました。施設側の責任についてはどのような考えればよいでしょうか。

A1

入所者が一人で歩行できない身体状況にある場合、施設側は、転倒事故が発生する危険性を認識していることになり、それを防止する義務が認められ、その義務を尽くしていない場合は損害賠償責任を負うことになります。例えば、ベッドの足元に離床センサーを設置して、入所者がベッドから離れようとしたら職員が駆けつけたり、巡回による状況確認を行うなどの態勢を整え、職員による入所者の行動の把握と転倒を防止するための措置が必要です。仮に、施設側がそのような義務を尽くしたにもかかわらず、転倒事故が起こった場合は、施設側への責任追及は困難といえるでしょう。なお、徘徊や転倒を完全に防止しようとすれば、身体を拘束することが考えられますが、身体拘束は基本的にには許されず、やむを得ない場合に限られます。また、普段は一人で難なく歩いていたが転倒してしまったという場合は、施設側は転倒事故が起こる具体的な危険性が認識できず、事故を予見できなかったと

して、施設側の責任が否定されることもあるでしょう。

高齢の親に認知症の傾向がみられます。今後、親の財産を管理する場合に注意しておくことはありますか。

A2

親から頼まれて親族が財産を管理する場合は、「委任契約」を締結したことになります。この場合、頼まれた人（受任者）は、「一般的・客観的に要求される程度の注意」をもって任務を行わなければなりません（善管注意義務といえます）。受任者は、財産管理を頼まれたにすぎず、その財産が受任者自身のものになったわけではありませんから、親の希望や意思に沿って適切に管理しなければならないということです。親の死後に、他の親族（相続人）から「使い込み」の指摘を受けられないよう、領収証を保管し、使途も記録しておくべきでしょう。

また、認知症が進み判断能力を失ってしまった場合は、もはや、親族との間で「委任契約」を締結することができませんから、法定後見制度を利用することになるでしょう。親族などが家庭裁判所に申立てを行い、裁判所が成年後見人を選任します。成年後見人は、通帳などを保管し、必要な支払いも行います。な



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。  
2006年、小島法律事務所開設。

お、親族が対立するケースでは、弁護士などの第三者が後見人に選任されることになります。

Q3

私の親の兄 (伯父) は独身で子もいません。この伯父が亡くなると、私の親をはじめとする兄弟姉妹が相続人となります。もしも、そのとき、私の親が認知症となっていた場合は、どのような手続きをとればよいのでしょうか。

A3

この場合、本来は、兄弟姉妹間で遺産分割協議を行うこととなりますが、遺産分割では、往々にして、利害の対立が起こったり、複雑な損得の判断が必要になることがあります。相続人が認知症を発症して理解力や判断能力が低下している場合は、誰かに代行を依頼 (委任) することもできませんから、A2で触れた成年後見人を選任してもらい、成年後見人が遺産分割協議に参加することになるでしょう。仮に、成年後見人が選任されることなく、子や他の兄弟姉妹が代行して遺産分割を進めたとすれば、本来、その遺産分割協議は無効ですから、後の事情により、遺産分割のやりなおしを求められるといったトラブルの種を残すことになります。

高齢の親が遺言書を作成したいと言っています。どのようなことに注意すればよいのでしょうか。

Q4

A4

遺言書を作るには、「遺言能力」が必要とされ、その遺言がどのような結果を招くかを理解し、判断できることが必要です。認知症を発症していても、直ちに遺言書が作れないわけではありません。ただ、遺言の内容には複雑なものもありますし、遺言書によって不利益を受ける相続人もいます。遺言書を作るには、これらを理解できること (≡遺言能力) が最低条件といえるでしょう。

なお、その遺言書によって不利益を受ける相続人が、遺言者の死後に「遺言能力のない状況で作成された遺言は無効だ」と争われることは少なくありません。将来の紛争が予想される場合には、遺言書に、遺言者の考え (なぜそのような内容にしたのか) や思いを記載しておくこともできますし (付言といいます)、遺言書を作成する過程を動画に残しておくことも考えられます。